

平成31年度 那須町太陽光発電システム設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進に寄与することを目的に、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で補助します。

【受付】 平成31年4月5日(金)から(土日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分
那須町役場2階 環境課窓口にて受付

【補助対象者】

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は、町内の太陽光発電システム付き住宅を個人自らが購入する方
- ② **電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結し申請年度中に電力受給を開始する方**
- ③ 実績報告時に、当該補助を受ける太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民基本台帳法により記録されている方
- ④ 世帯全員が、現住所等において当該年度及び前年度に課税された税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料)に滞納がないこと

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者当たり1回限りです。

※太陽光発電システム設置費補助金は平成31年度をもって終了します。

【補助対象要件】

次の要件をすべて満たしたものが対象となります。

- ① 太陽光発電システム
 - ・住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの
 - ・低圧配電線と逆流方式で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満の太陽光発電システムであるもの
 - ・未使用品であること(中古品は、補助対象外です。)
- ② 自ら居住する又は居住しようとする町内の専用住宅又は併用住宅(ただし、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)に、①の太陽光発電システムを設置する場合。(リース契約によるものは、補助対象外です。)

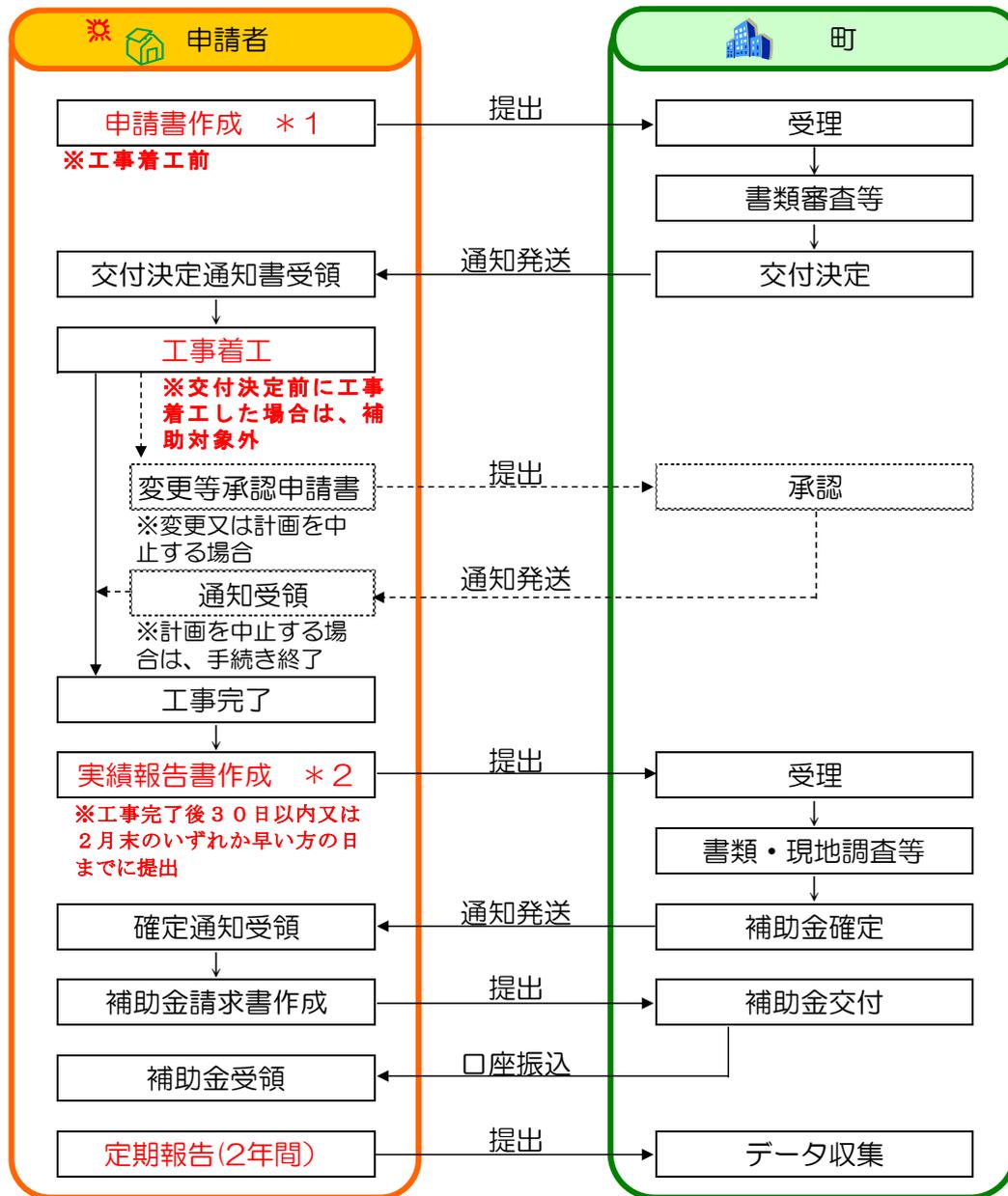
問い合わせ

那須町役場環境課環境保全係

TEL 0287 (72) 6916 FAX 0287 (72) 6941

E-mail kankyo@town.nasu.lg.jp

【那須町太陽光発電システム設置費補助金申請手順】



※1、2については、次頁以降で提出書類等を確認してください。

【補助金額】

補助金の額は、出力**1kw 当たり 30,000 円**とし、**限度額は 100,000 円**です。

※最大出力値は、小数点以下第3位を四捨五入し、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

計算例

- ①最大出力 3.124kw → 小数点第3位を四捨五入し 3.12 kw とする。
30,000 円×3.12 kw=93,600 円 補助額 93,000 円(1,000 円未満切捨て)
- ②最大出力 3.521kw → 小数点第3位を四捨五入し 3.52 kw とする。
30,000 円×3.52 kw=105,600 円 補助額 100,000 円(補助限度額)

【申請及び実績報告時の提出書類】

1 申請書及び添付書類(工事着工前)

(1) 那須町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)

※1 工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い方の日までに実績報告書の提出となります。

2 申請書に明記した「設置完了予定年月日」や「太陽電池の最大出力」などが変更となる場合は、必ず「変更等承認申請書」を提出してください。

(2) 太陽光発電システム設置に係る見積書の写し又は太陽光発電システム付き住宅の購入が確認できる書類等の写し

※①事業に要する費用、②太陽電池の最大出力数、③太陽光発電システム等の仕様が記載されているもの。①～③の記載がない場合は、それらがわかるものを必ず添付すること。

(3) 太陽光発電システム工事施工前の現況写真

※設置する住宅等の全景と太陽光発電システムを設置する箇所(屋根等)の写真。
新築住宅等で設置場所に住宅が建築されていない場合にあっては、設置予定場所の写真。(目印になるものを一緒に写してください。)

(4) 太陽光発電システム設置予定箇所の位置図(案内図)

※設置する場所を明確に示してください。

インターネットから地図をダウンロードして提出する場合は、案内図となるよう目印になるものなどを明確にしてください。

(5) 同意書(様式第2号)

(6) 誓約書(様式第3号)

(7) 承諾書(当該建物の所有権を有しない占有者が申請する場合(共同で所有権を有している場合も含む))(様式第4号)

(8) 委任状及び印鑑証明書(第三者が代理申請を行う場合)

(9) 町税等の滞納がないことを証明する書類(2ヵ年分(直近年及び前年分))

※平成29年1月1日から現在まで、町内在住である場合は、添付不要。

(10) その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書及び添付書類

(工事完了後 30 日以内又は 2 月末日のいずれか早い方の日までに提出)

- (1) 実績報告書 (様式第 8 号)
- (2) 太陽光発電システム設置に係る領収書の写し
- (3) 太陽光発電システム設置に係る経費の内訳書の写し
※見積書及び契約書の写し不可。
- (4) 電力事業者との電力受給契約書の写し
- (5) 太陽光発電システムの設置状況が確認できる現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

【定期報告】

太陽光発電システムの設置工事が完了した翌月から 2 年間は、定期報告書 (様式第 10 号) を町へ提出していただきます。

毎月記載日を決め、定期報告書に記載してください。4 月～9 月分は 10 月 10 日までに、10 月～3 月分は 4 月 10 日までに提出となります。

例)平成31年6月25日に設置工事が完了した場合

- ① 平成31年 7月～平成31年 9月分 → 平成31年 10月 10日までに提出。
- ② 平成31年 10月～平成32年 3月分 → 平成32年 4月 10日までに提出。
- ③ 平成32年 4月～平成32年 9月分 → 平成32年 10月 10日までに提出。
- ④ 平成32年 10月～平成33年 3月分 → 平成33年 4月 10日までに提出。
- ⑤ 平成33年 4月～平成33年 6月分 → 平成33年 10月 10日までに提出。



- Q 施工業者による代理申請及び郵送による申請書などの提出は可能ですか？
- A 代理申請は可能ですが、委任状を提出いただくこととなります（書式は任意で構いません）。原則、郵送による書類提出はできません。提出の際に、書類の内容を確認する場合がありますので、申請者本人もしくは施工業者など内容のわかる方がお越してください。
- Q 補助申請はいつまでにすればいいですか？
- A 目安として工事着手日の1ヶ月前に申請するのが望ましいと思われれます。ただし、年度をまたいでの申請や工事着手後の申請はできませんのでご注意ください。
- Q 電話、FAX、メールでの申請はできますか。
- A 電話、FAX、メールでの申請及び申請予約はできません。
- Q 町外在住ですが、那須町に家を建てる計画があります。補助の対象になりますか？
- A 申請時に町外在住であっても、実績報告書提出時に那須町へ転入していれば対象となります。しかし、別荘もしくは貸家目的での新築における設置工事は対象になりませんのでご注意ください。
- Q 変更等承認申請書はどういったときに提出するものですか。
- A 提出した申請書の内容に変更がある場合に提出してください。例えば設置完了予定年月日が変更になる、太陽電池の最大出力数に変更になる場合などです。
- Q 実績報告書の提出が遅れる場合は、どのようにしたらよいですか。
- A 前のQ&Aにもあるように、報告期限前に、必ず変更等承認申請書を提出してください。ただし、2月末日までに実績報告書が提出できない場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。
- Q 申請書等の様式はどこにありますか。
- A 役場環境課窓口にあります。また、町ホームページ（<http://www.town.nasu.lg.jp/>）からダウンロードできます。



申請にあたっての注意点

- ① **予算を超えた場合は、受付を終了**します。まずは**電話で確認**してください。（ただし、**電話での受付は出来ません**。）
- ② 申請書を提出した後、約1～2週間で交付決定通知書が通知されます。この通知をもって工事着手が許可されることとなりますので、申請書はお早めに提出してください。